

身体障害者手帳のあらまし

令和7年4月作成
 発行元 山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係
 ☎ 0968-43-0052

身体障害者福祉法をはじめとした身体障がい者に関するいろいろなサービスを受けるためには、身体障害者手帳が必要です。身体障害者手帳は、身体障害者福祉法で定める「身体障がい者」であることの証票として、目、耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障がいのある人に知事から交付されます。

障がいの程度は、重い方から順に1級から6級まで分けられています。
 障がいの範囲は次のとおりです。

障がい名	視覚	聴覚 平衡機能	音声 言語 そしゃく機能	肢体不自由			内部 (心臓・肝臓・じん臓・ 呼吸器・ぼうこう・ 直腸・小腸・免疫)
				上肢	下肢	体幹	
等級	1～6級	2～6級	3～4級	1～6級	1～6級	1～5級	1～4級

☆身体障害者手帳の手続き

内容	事由	必要書類
新規	・新規申請	① 申請書 ② 身体障害者手帳用診断書(身体障がい者指定医の作成したものに限り) ③ 顔写真 1枚(4cm×3cm 脱帽の上半身、ポラロイド不可)
再交付	・程度変更・障害名変更 ・障害追加・破損・紛失 ・再認定	① 申請書 ② 身体障害者手帳用診断書(身体障がい者指定医の作成したものに限り) ※ 破損・紛失での再交付の場合は不要 ③ 顔写真 1枚(4cm×3cm 脱帽の上半身、ポラロイド不可)
変更	・住所変更 ・氏名変更	① 申請書 ② 現在お持ちの手帳
返還	・死亡 ・全部返還 ・一部障害返還	① 申請書 ② 現在お持ちの手帳

※ 各申請書様式及び身体障害者手帳用診断書様式は、福祉課障がい福祉係(市役所1階⑧番窓口)または各市民センターにありますので、お尋ねください。

サービス	内 容	お問い合わせ											
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">補装具費の給付</p>	<p>補装具は、次の3つの要件を満たすものです。</p> <p>① 身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの</p> <p>② 身体に装着（装用）して日常生活または就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの</p> <p>③ 給付に際して専門的な知見（医師の意見書）を要するもの</p>	<p>○山鹿市福祉課 障がい福祉係 ☎43-0052</p> <p>○各市民センター 鹿北 ☎32-3111 菊鹿 ☎48-3111 鹿本 ☎46-3111 鹿央 ☎36-3111</p>											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">障害種別</th> <th>補装具の種類（例）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい</td> <td>視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい</td> <td>補聴器</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>義肢、装具、車椅子、歩行器</td> </tr> </tbody> </table>	障害種別	補装具の種類（例）	視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡	聴覚障がい	補聴器	肢体不自由	義肢、装具、車椅子、歩行器	<p>申請時、必要な物</p> <p>(1)身体障害者手帳 (2)印鑑 (3)見積書 (4)医師の処方箋 （一部意見書要） (5)マイナンバーカード （マイナンバーが分かるもの）</p> <p>※負担限度も併せて申請される場合（非課税世帯）は、本人の年金額がわかる物（振込通知・預貯金通帳等）もお持ちください。</p>			
	障害種別	補装具の種類（例）											
	視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡											
	聴覚障がい	補聴器											
肢体不自由	義肢、装具、車椅子、歩行器												
<p>※利用者負担原則1割（低所得の人には負担軽減あり）ただし、本人または世帯員のいずれかが一定所得以上の場合支給対象外となります。</p> <p>※車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖の4品目については、介護保険が適用になる場合は、原則として介護保険から貸付を受けてください。</p>													
<p>「日常生活用具」とは、身体障がい者が在宅生活を営む上で不便さを軽減し、自立した生活を容易にするために必要な用具をいいます。</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">障害種別</th> <th>日常生活用具の種類（例）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい</td> <td>視覚障害者用時計、視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字器、視覚障害者用色覚識別装置</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい</td> <td>聴覚障がい者用屋内信号装置、ファックス</td> </tr> <tr> <td>言語障がい</td> <td>携帯用会話補助装置、ファックス、人工喉頭</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、歩行補助杖（1本杖のみ）</td> </tr> <tr> <td>内部障がい</td> <td>透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ストマ用装具</td> </tr> </tbody> </table>	障害種別	日常生活用具の種類（例）	視覚障がい	視覚障害者用時計、視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字器、視覚障害者用色覚識別装置	聴覚障がい	聴覚障がい者用屋内信号装置、ファックス	言語障がい	携帯用会話補助装置、ファックス、人工喉頭	肢体不自由	特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、歩行補助杖（1本杖のみ）	内部障がい	透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ストマ用装具	<p>詳しくは市のホームページをご覧ください。（以下のQRコードをお手持ちのスマートフォン等で読み込んでください）</p> 
障害種別	日常生活用具の種類（例）												
視覚障がい	視覚障害者用時計、視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字器、視覚障害者用色覚識別装置												
聴覚障がい	聴覚障がい者用屋内信号装置、ファックス												
言語障がい	携帯用会話補助装置、ファックス、人工喉頭												
肢体不自由	特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、歩行補助杖（1本杖のみ）												
内部障がい	透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ストマ用装具												
<p>※一部の日常生活用具は、介護保険の対象となりますので、適用になる場合は介護保険を利用してください。</p> <p>※入院中・入所中の場合でも、ストマ用具、頭部保護帽は給付対象になります。</p>													

サービス		内 容		お問い合わせ
自立支援介護給付サービス	その他 訪問系サービス	<p>●居宅介護（ホームヘルプサービス）</p> <p>自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p>		<p>障害支援区分の申請後、調査を受け、審査会を経て区分が決定後、利用開始となります。</p> <p>※介護保険対象者は介護保険サービスが優先です。</p>
		<p>●短期入所（ショートステイ）</p> <p>自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p>		
	日中活動系	<p>●生活介護（旧デイサービス）</p> <p>常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。</p>		
税の控除		障害者控除	特別障害者控除	<p>山鹿税務署 ☎44-2181</p>
	対象者	その年の12月31日までで、その他障がい者であるかどうかを判定すべき時に手帳を所持している人	その年の12月31日までで、特別障がい者であるかどうかを判定すべき時に手帳を所持している人	
	所得税	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族に身体障がい者（手帳3級～6級）がいるときは、その障がい者一人につき27万円を所得控除として差し引くことができます。	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族に身体障がい者（手帳1級～2級）がいるときは、その障がい者一人につき40万円を所得控除として差し引くことができます。 ただし、障がい者が納税者本人以外かつ同居の場合は、その障がい者一人につき75万円を所得控除として差し引くことができます。	
	市・県民税	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族に身体障がい者（手帳3級～6級）がいるときは、その障がい者一人につき26万円を所得控除として差し引くことができます。	納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族に身体障がい者（手帳1級～2級）がいるときは、その障がい者一人につき30万円を所得控除として差し引くことができます。 ただし、障がい者が納税者本人以外かつ同居の場合は、その障がい者一人につき53万円を所得控除として差し引くことができます。	<p>山鹿市役所 税務課 ☎43-1120</p>

サービス	内 容	お問い合わせ																						
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(手帳所持者1人につき計1台まで)</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold;">軽自動車税の減免</p> <p>●軽自動車税 (種別割)</p> <p>※身体障害者手帳が下記 障害の程度に該当しかつ手帳が有効期間内であること</p> <p>①手帳所持者が取得(所有)する自動車を、手帳所持者本人もしくは、生計を一にする親族が、手帳所持者の通学、通院、通所、生業のために運転する場合</p> <p>②18歳未満の手帳所持者と生計を一にする親族が取得(所有)する自動車を、手帳所持者の通学、通院、通所、生業のために、生計を一にする親族が運転する場合</p> <p>③手帳所持者だけで構成される世帯で、手帳所持者が取得(所有)する自動車を、常時介護する親族が、手帳所持者のために運転する場合</p> <p>④構造上、身体障がい者等の利用に供されると認められる自動車等である場合</p> <table border="1" data-bbox="335 828 1181 1635"> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">障害の程度</td> <td>1 視覚障がい</td> <td>1級～3級、4級の1</td> </tr> <tr> <td>2 聴覚障がい</td> <td>2級～3級</td> </tr> <tr> <td>3 平衡機能障がい</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>4 音声機能障がい</td> <td>3級(本人運転のみ) ※咽頭摘出による音声機能障害があるものに限る</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5 肢体不自由</td> <td>①上肢</td> <td>1級、2級の1、2級の2 1級～6級</td> </tr> <tr> <td>②下肢</td> <td>(家族運転の場合：1～3級) 1級～3級、5級</td> </tr> <tr> <td>③体幹</td> <td>(家族運転の場合：1～3級)</td> </tr> <tr> <td>6 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい</td> <td>※一上肢のみに運動機能障害があるものを除く 上肢機能 1級～2級 移動機能 1級～6級 (家族運転の場合：1～3級)</td> </tr> <tr> <td>7 内部障がい</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 上記の減免は、複数障害の場合は、総合等級ではなく障害部位ごとの個別の障害等級によって判断しますので、ご注意ください。</td> </tr> </table>	障害の程度	1 視覚障がい	1級～3級、4級の1	2 聴覚障がい	2級～3級	3 平衡機能障がい	3級	4 音声機能障がい	3級(本人運転のみ) ※咽頭摘出による音声機能障害があるものに限る	5 肢体不自由	①上肢	1級、2級の1、2級の2 1級～6級	②下肢	(家族運転の場合：1～3級) 1級～3級、5級	③体幹	(家族運転の場合：1～3級)	6 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	※一上肢のみに運動機能障害があるものを除く 上肢機能 1級～2級 移動機能 1級～6級 (家族運転の場合：1～3級)	7 内部障がい	1級～3級	※ 上記の減免は、複数障害の場合は、総合等級ではなく障害部位ごとの個別の障害等級によって判断しますので、ご注意ください。		<p>○軽自動車税 (種別割・環境性能割) 山鹿市役所 税務課 ☎43-1120</p>
	障害の程度		1 視覚障がい	1級～3級、4級の1																				
2 聴覚障がい			2級～3級																					
3 平衡機能障がい			3級																					
4 音声機能障がい			3級(本人運転のみ) ※咽頭摘出による音声機能障害があるものに限る																					
5 肢体不自由			①上肢	1級、2級の1、2級の2 1級～6級																				
			②下肢	(家族運転の場合：1～3級) 1級～3級、5級																				
			③体幹	(家族運転の場合：1～3級)																				
6 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい			※一上肢のみに運動機能障害があるものを除く 上肢機能 1級～2級 移動機能 1級～6級 (家族運転の場合：1～3級)																					
7 内部障がい			1級～3級																					
※ 上記の減免は、複数障害の場合は、総合等級ではなく障害部位ごとの個別の障害等級によって判断しますので、ご注意ください。																								
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold;">自動車税の減免</p>	<p>●自動車税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境性能割に関すること ・種別割に関すること 	<p>○自動車税事務所 ☎096-368-4020</p> <p>受付は、山鹿市役所 税務課内 県税窓口 で可能 ☎44-2132</p>																						

サービス	内 容			お問い合わせ
JRの旅客運賃	身体障がい者が単独で乗車する場合、片道100kmを超える場合	本人のみ 5割引	身体障害者手帳を乗車券発売窓口 に呈示し券を購入	乗車券発売窓口
	第1種の身体障がい者が、介護者とともに乗車船する場合（区間制限なし）	本人及び介護者5割引		
	12歳未満の第2種身体障がい者が介護者とともに乗車船する場合（区間制限なし）	ただし、小児の定期旅客運賃を除く		
バス運賃	身体障がい者 ※第2種の身体障がい者は、介護者の割引がない場合があります（バス会社により異なります）	本人及び介護者5割引	料金を支払う際に手帳を呈示し、割引料金を支払う	乗車券発売窓口 又はバス乗務員
タクシー運賃	身体障がい者	1割引	乗車に際し、身体障害者手帳を呈示	利用されるタクシー会社にお問い合わせください
有料道路通行料金の割引等	① 障がい者ご本人が運転される場合 ・身体障害者手帳をお持ちの方 ② 障がい者ご本人以外が運転され、障がい者ご本人が乗車される場合 ・身体障害者手帳1種をお持ちの方 【申請時に必要な物】 ・障害者手帳（ETCの場合） ・車検証 ・ETCカード ・ETC車載器番号がわかるもの	5割引	事前申請が必要です。 手帳に必要な事項を記載し、料金所で手帳を呈示。	山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係 ☎43-0052 各市民センター 鹿北 32-3111 菊鹿 48-3111 鹿本 46-3111 鹿央 36-3111
	各航空会社によって運賃や手続き等取り扱いが異なりますので、詳しくは航空会社にお尋ねください。			各航空会社・路線で異なります
NHK放送受信料	身体障がい者を有する世帯で、市民税非課税世帯が受信機を設置して結ぶ放送受信契約	全額免除	左記の条件に該当するか調べます。 ※契約等は、 直接NHKとやり取りを行ってください。	山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係 ☎43-0052 各市民センター 鹿北 32-3111 菊鹿 48-3111 鹿本 46-3111 鹿央 36-3111
	世帯主が視覚障がい者または聴覚障がい者世帯が受信機を設置して結ぶ放送受信契約	半額免除		
	世帯主が重度の身体障がい者（1～2級）世帯が受信機を設置して結ぶ放送受信契約	半額免除		

サービス	内 容		お問い合わせ
重度心身障がい者(児)の医療費の助成	重度の心身障がい者が医療を受けた場合に、一部負担金から、下記の自己負担額を差し引いた額を助成します ひとつの医療機関について…外来 月額 1,000円 …入院 月額 2,000円		身体障害者手帳1級または2級所持者(各手帳によって異なります)
訪問入浴サービス	入浴することが困難な人等に、居宅に訪問して週2回等、入浴のサービスを行います。	自己負担があります	身体障害者手帳所持者で、65歳未満の人 医師の診断書が必要
日中一時支援	日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族等の一時的な介護負担の軽減を図るサービスです。	自己負担があります	身体障害者手帳所持者
地域活動支援センター	日中の創作活動や生産活動、社会との交流促進などの活動支援を行います。 (自己負担はありません)		身体障害者手帳所持者
障害者外出支援タクシー利用助成事業	家族による移送および路線バス等の利用が困難なことにより外出の支援が必要な人で、 ・ <u>住民税非課税世帯に属する人</u> ・ <u>施設に入所していない人</u> ・ <u>医療機関に入院していない人</u>	ひと月あたり400円チケット4枚を翌年3月まで	身体障害者手帳所持者(視覚障害又は上肢、下肢、体幹もしくは呼吸器障害の障害種別における1級又は2級の人に限り)
自動車運転免許取得・改造助成	山鹿市にお住まいの手帳をお持ちの人で、免許取得及び自動車改造により社会参加が見込まれる人		※事前申請が必要で、所定の要件を満たす必要があります。
山鹿市住宅改造助成事業	山鹿市にお住まいの65歳未満で、身体障害者手帳1級または2級をお持ちの人		
携帯電話	各種割引あり 身体障害者手帳交付者本人1回線	契約時手帳の呈示をしてください。	各携帯電話代理店にお問い合わせください
後期高齢者医療制度	65歳～74歳までの障がい等級が1～3級、4級の一部に該当する場合は、後期高齢者医療制度に加入申請をすることができます。 加入(障がいの認定の申請)は任意です。いつでも申請することができます、いつでも撤回することができます。		詳しくは、山鹿市役所 国保年金課 後期医療年金係 ☎43-1576 または各市民センター

各種手当・年金

種 類	支 給 対 象 者	支 給 月 額	問 い 合 わ せ
障害基礎年金	納付要件を満たした人で、身体又は知的・精神に一定の障がい程度を有する人 <u>※6.5歳までに初診があり、一定の障がい程度を有していないといけません。</u>	等級によって 年金額が変わります。 ※身体障害者手帳の等級とは異なります。	山鹿市役所 国保年金課 後期医療年金係 ☎43-1576 熊本西年金事務所 096-353-0142
障害厚生年金	雇用労働者で身体又は知的・精神に重度又は中度の障がいを受けた人	年金額は、年金事務所等へご確認下さい	熊本西年金事務所 096-353-0142
特別児童扶養手当	身体又は知的・精神に中度以上の障がいを持つ20歳未満の児童を養育している父か母、又は父母に代わって養育している人 ※所得制限あり	1級：一人につき 月額 56,800円 2級：一人につき 月額 37,830円	山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係 各市民センター 県北広域本部福祉課
児童扶養手当	ひとり親家庭等で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童又は政令で定める程度の障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している人 父または母が重度の障がい者である家庭においても同様に手当が支給される ※所得制限あり ※児童扶養手当と公的年金等の両方を受給する場合は、手続きが必要です	児童1人の場合： ・全部支給 46,690円 ・一部支給 46,680円～ 11,010円 ・第2子以降加算額 全部支給 11,030円 一部支給 11,020円～ 5,520円	山鹿市役所 子ども課 児童家庭係 ☎43-1514 各市民センター 鹿北 32-3111 菊鹿 48-3111 鹿本 46-3111 鹿央 36-3111
特別障害者手当	身体又は知的・精神に著しく重度の障がいを持つため、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の人 ※所得制限あり	一人につき 月額 29,590円	山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係 各市民センター
障害児福祉手当	身体又は知的・精神に重度の障がいを持つため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の人 ※所得制限あり	一人につき 月額 16,100円	山鹿市役所 福祉課 障がい福祉係 各市民センター

※これらの手当は手帳をお持ちでない人も対象となる場合があります。ご相談ください。

障がい者等用駐車場 利用証 (ハートフルパス)	身体障がいにより歩行困難な人(障害区分により対象となる手帳等級が異なります) 他、障がい者以外の人でも対象となる場合があります	申請先 熊本県庁山鹿保健所
-------------------------------	--	------------------